

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2021 年 6 月 1 日

出光興産株式会社

2021 年 6 月 1 日

東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号

出光興産株式会社

代表取締役社長 木藤 俊一

株式交換に係る事前開示事項

出光興産株式会社(以下「出光興産」といいます。)は、2021 年 5 月 11 日に、株式会社エス・ディー・エス バイオテック(以下「エス・ディー・エス バイオテック」といいます。)との間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。出光興産は、本株式交換契約に基づき、2021 年 8 月 2 日を効力発生日として、出光興産を株式交換完全親会社とし、エス・ディー・エス バイオテックを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施いたします。本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容(会社法第 794 条第 1 項)

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第 193 条第 1 号)

別紙 2 のとおりです。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第 193 条第 2 号)

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第 193 条第 3 号)

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

別紙4のとおりです。

5. 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第193条第4号)

別紙5のとおりです。

6. 本株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第193条第5号)

別紙6のとおりです。

以 上

株式交換契約書

出光興産株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社エス・ディー・エスバイオテック（以下「乙」という。）は、両社の株式交換について、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社として、株式交換（以下「本株式交換」という。）を実施する。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

本株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ次の各号のとおりである。

(1) 株式交換完全親会社

商 号：出光興産株式会社

住 所：東京都千代田区大手町一丁目2番1号

(2) 株式交換完全子会社

商 号：株式会社エス・ディー・エスバイオテック

住 所：東京都中央区東日本橋一丁目1番5号

第3条（本株式交換に際して交付する金銭及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「本基準時」という。）における乙の株主（第8条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下本条において同じ。）に対し、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の合計数に金1,440円を乗じた額の金銭を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本基準時における乙の株主に対し、その有する乙の普通株式1株につき金1,440円の割合をもって、金銭を割り当てる。

第4条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年8月2日とする。但し、本株式交換の手の続の進行に応じて必要な場合には、甲及び乙は、相互に協議し合意の上でこれを変更することができる。

第5条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき同法第795条第1項に定める株主総会による承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社

法第 796 条第 3 項の規定により、本契約につき甲の株主総会による承認が必要となった場合は、甲は、効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認を付議するものとする。

2. 乙は、効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認を付議するものとする。

第 6 条（剰余金の配当）

乙は、2021 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、1 株当たり 14 円、総額 1 億 1,000 万円を限度として剰余金の期末配当を行うことができる。

第 7 条（会社財産の管理等）

乙は、本契約締結後、本効力発生日までの間、善良な管理者の注意をもって自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行うこととし、本契約に定めるもの及び両社間で別途合意したものを除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲と協議の上、これを実行する。

第 8 条（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までの間に開催される乙の取締役会の決議により、乙が本基準時の直前時において保有する全ての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に応じて乙が取得する株式を含む。）を本基準時の直前時において消却する。

第 9 条（本株式交換の条件変更及び本株式交換の解除）

本契約締結後、本効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第 10 条（本契約の効力）

次の各号の一に該当する場合、本契約は、その効力を失う。

- (1) 会社法第 796 条第 3 項の規定により本契約につき甲の株主総会による承認が必要となった場合において、本効力発生日の前日までの間に、第 5 条第 1 項但書に定める甲の株主総会の承認が得られない場合
- (2) 本効力発生日の前日までの間に、第 5 条第 2 項に定める乙の株主総会の承認が得られない場合
- (3) 本効力発生日の前日までの間に、法令（外国の法令を含む。）に基づき、本株式交換に関し必要な関係官庁等からの承認等が得られない場合

第 11 条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 12 条（誠実協議）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で誠実に協議する。

[本頁以下余白]

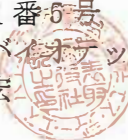
本契約を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

2021年5月11日

東京都千代田区大手町一丁目2番1号
甲：出光興産株式会社
代表取締役社長 木藤 俊一



東京都中央区東日本橋一丁目1番5号
乙：株式会社エス・ディー・エスバイオテック
代表取締役社長 寒河江 充宏



【会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めに関する事項】

1. 株式交換に際して交付する金銭の額又はその額の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

出光興産は、会社法第 768 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、本株式交換契約に従い、本株式交換により出光興産がエス・ディー・エス バイオテックの発行済株式(出光興産が保有するエス・ディー・エス バイオテックの株式 5,456,112 株を除きます。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)におけるエス・ディー・エス バイオテックの株主(但し、出光興産を除きます。)に対し、その所有するエス・ディー・エス バイオテック株式 1 株につき 1,440 円(本株式交換の対価を、以下「本株式交換対価」といいます。)の割合で金銭を交付いたします。

なお、エス・ディー・エス バイオテックは、本株式交換の効力発生日(以下「効力発生日」といいます。)の前日までに行うエス・ディー・エス バイオテックの取締役会の決議により、エス・ディー・エス バイオテックが基準時の直前時において保有する全ての自己株式(2021 年 5 月 10 日現在 152 株)(本株式交換に関して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に応じてエス・ディー・エス バイオテックが取得する株式を含みます。)を基準時の直前時において消却する予定です。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

出光興産及びエス・ディー・エス バイオテックは、本株式交換対価の決定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式価値の算定を依頼することとし、出光興産は野村證券株式会社(以下「野村証券」といいます。)を、エス・ディー・エス バイオテックはみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)を、それぞれのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に選定いたしました。また、出光興産は西村あさひ法律事務所を、エス・ディー・エス バイオテックは TMI 総合法律事務所を、それぞれ両社から独立したリーガル・アドバイザーとして選定し、その助言等も踏まえて本株式交換対価を検討いたしました。

まず、本株式交換対価については、以下の理由により金銭を対価といたしました。

出光興産及びエス・ディー・エス バイオテックは本株式交換の対価を定めるに当たり、エス・ディー・エス バイオテックの株主への配慮、公正性の担保及び利益相反の回避に十分留意したうえで慎重に検討を重ねております。

- ・ 本株式交換を株式対価で実施した場合、エス・ディー・エス バイオテックの株主の多くが単元未満株式(100 株未満の株式)を保有する株主となってしまうところ、単元未満株式を単元株式とするためには、単元未満株式の買増制度を利用する等、新たな出捐が避けられないこと。また、単元未満株式は金融商品取引所市場において売却することができず、これら単元未満株式株主となる皆様における流動性が制限されてしまうこと。
- ・ 本株式交換を株式対価で実施した場合、エス・ディー・エス バイオテックの株主の皆様は交付される出光興産のその後の株価推移によっては、本株式交換に伴い、必ずしもエス・ディー・エス バイオテックの株主の皆様は利益を提供できない可能性もあり得ることから、一定のプレミアムの付された合理的な価額での現金対価による本株式交換を実施することにより、エス・ディー・エス バイオテックの株主の皆様には、合理的な株式の換価機会を提供することができると考えていること。
- ・ エス・ディー・エス バイオテックの株主の皆様は引き続き株主としての利益を享受し、経営に参画されたい場合には、本株式交換の実施後に、出光興産の株式を購入いただくことにより、出光興産の株主として間接的にエス・ディー・エス バイオテックへの投資を継続いただくことも可能であり、出光興産の株式は、この選択肢に対して十分な市場流動性を有していると考えていること。
- ・ 出光興産の株主の皆様にとっても、保有株式の希薄化が生じることなく、両社一体となって事業を展開していくことによる将来的なシナジーを享受することができるので、メリットがあると考えていること。

また、出光興産及びエス・ディー・エス バイオテックは、両社で本株式交換の目的、対価等についてそれぞれの第三者算定機関から提出を受けたエス・ディー・エス バイオテックの株式価値の分析結果及び助言を慎重に検討するとともに、両社それぞれにおいてエス・ディー・エス バイオテックの財務状況、業績動向、株価動向等を分析し、これらを踏まえ両社間で真摯に交渉・協議を行いました。具体的には、2021 年 4 月 6 日に両社間で出光興産からエス・ディー・エス バイオテックに対して初回提案を行ってから、2021 年 5 月 11 日に本株式交換の対価を 1 株当たり 1,440 円とする合意に至

るまで両社間で交渉を重ねてきました。

出光興産においては、下記(3)「公正性を担保するための措置」のとおり、第三者算定機関である野村證券から 2021 年 5 月 10 日付で受領した株式価値に関する算定書、リーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言、エス・ディー・エス バイオテックに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換対価は妥当であり、エス・ディー・エス バイオテックの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換対価により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、エス・ディー・エス バイオテックにおいては、下記(3)「公正性を担保するための措置」及び(4)「利益相反を回避するための措置」のとおり、第三者算定機関であるみずほ証券から 2021 年 5 月 10 日付で受領した株式価値に関する算定書、リーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所からの助言、支配株主である出光興産との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といい、詳細については、下記(4)「利益相反を回避するための措置」のとおりです。)からの指示、助言及び答申書等を踏まえて慎重に交渉・協議を重ねた結果、(i)本株式交換対価(エス・ディー・エス バイオテック株式 1 株につき 1,440 円)は、第三者算定機関であるみずほ証券から 2021 年 5 月 10 日付で受領した株式価値に関する算定書の算定結果のうち、市場株価基準法の算定結果の上限値を超え、また、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF 法」といいます。)の算定結果の中間値を超える金額であること、(ii)本株式交換対価は、2021 年 5 月 10 日の東京証券取引所におけるエス・ディー・エス バイオテック株式の株価終値 1,251 円に対して、15.1%(小数点以下第二位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。)、過去 1 か月間(2021 年 4 月 12 日から 2021 年 5 月 10 日)の株価終値単純平均値 1,171 円(小数点以下四捨五入。以下、株価終値単純平均値の計算において同じです。)に対して 23.0%、過去 3 か月間(2021 年 2 月 12 日から 2021 年 5 月 10 日)の株価終値単純平均値 1,050 円に対して 37.1%、過去 6 か月間(2020 年 11 月 11 日から 2021 年 5 月 10 日)の株価終値単純平均値 989 円に対して 45.6%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であって、直近の株価終値に対するプレミアム水準のみならず、直近 1 か月間、直近 3 か月間及び直近 6 か月間の株価終値単純平均値に対するプレミアム水準をも総合的に考慮すれば、現金を対価とした支配株主による完全子会社化事例におけるプレミアム水準と比して合理的な水準のプレミアムが付された金額であるといえること、(iii)下記(3)「公正性を担保するための措置」及び(4)「利益相反を回避するための措置」記載の各措置を講じる等、エス・ディー・エス バイオテックの少数株主に対して配慮がなされていること、また、(iv)本株式交換対価は、その決定過程において、エス・ディー・エス バイオテックが、出光興産及びエス・ディー・エス バイオテックの間における協議及び交渉の経緯及び内容等を本特別委員会に対して適時に報告を行

い、出光興産との交渉方針等を協議したうえで、複数回にわたって出光興産及びエス・ディー・エス バイオテックにおいて協議を行う等して、エス・ディー・エス バイオテックの少数株主にとって不利益とならないよう誠実に協議及び交渉をした結果として得られた価格であると考えられることから、本株式交換対価は妥当であり、エス・ディー・エス バイオテックの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換対価により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

なお、本株式交換対価は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意のうえ、変更することがあります。

② 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称及び両社との関係

出光興産の第三者算定機関である野村證券は、出光興産及びエス・ディー・エス バイオテックからは独立した算定機関であり、出光興産及びエス・ディー・エス バイオテックの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。また、エス・ディー・エス バイオテックの第三者算定機関であるみずほ証券は、出光興産及びエス・ディー・エス バイオテックからは独立した算定機関であり、出光興産及びエス・ディー・エス バイオテックの関連当事者には該当せず、みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」といいます。)は、出光興産及びエス・ディー・エス バイオテックの株主たる地位を有しているほか、出光興産及びエス・ディー・エス バイオテックに対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等は生じておりますが、本株式交換に関して出光興産及びエス・ディー・エス バイオテックとの利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。みずほ証券によれば、みずほ証券は金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の4の適用法令に従い、みずほ証券とみずほ銀行間の情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、みずほ銀行の株主及び貸付人の地位とは独立した立場でエス・ディー・エス バイオテックの株式価値の算定を行っているとのことです。エス・ディー・エス バイオテックは、みずほ証券とみずほ銀行との間において適切な弊害防止措置が講じられていること、エス・ディー・エス バイオテックとみずほ証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため第三者算定機関としての独立性が確保されていること、みずほ証券は過去の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等を踏まえ、みずほ証券を出光興産及びエス・ディー・エス バイオテックから独立した第三者算定機関として選定いたしました。

(ii) 算定の概要

(a) 野村證券による算定

野村證券は、エス・ディー・エス バイオテックが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法(算定基準日である2021年5月10日を基準日として、東京証券取引所におけるエス・ディー・エス バイオテック株式の算定基準日の株価終値、2021年4月28日から算定基準日までの直近5営業日の終値単純平均値、2021年4月12日から算定基準日までの直近1か月間の終値単純平均値、2021年2月12日から算定基準日までの直近3か月間の終値単純平均値、2020年11月11日から算定基準日までの直近6か月間の終値単純平均値を採用しております。)を、また、エス・ディー・エス バイオテックには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、採用して算定を行いました。

各評価手法におけるエス・ディー・エス バイオテックの1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

採用手法	1株当たりの株式価値の範囲
市場株価平均法	989～1,251 円
類似会社比較法	827～2,066 円
DCF 法	882～1,883 円

野村證券は、株式価値の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。エス・ディー・エス バイオテック及びその関係会社の資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。エス・ディー・エス バイオテックの財務予測(利益計画その他の情報を含みます。)については、エス・ディー・エス バイオテックの経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は、2021年5月10日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、出光興産の取締役会が株式交換の対価を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提としたエス・ディー・エス バイオテックの財務予測においては、大幅な増減益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、エス・ディー・エス バイオテックが出資する

江蘇新河農用化工有限公司が、設備投資による資金需要があること等を理由に、2022 年 3 月期については一時的に無配とすること（当該金額については、2023 年 3 月期以降に、通常の配当に加算される形で、繰り延べられて配当される予定です。）を見込んでいるため、経常利益及び当期純利益において、2022 年 3 月期に前年度に対して 3 割以上の大幅な減益を見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(b) みずほ証券による算定

みずほ証券は、エス・ディー・エス バイオテックについて、同社が東京証券取引所市場第二部に上場しており市場株価が存在することから市場株価基準法を、また、同社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF 法を用いて算定を行っております。

みずほ証券は、市場株価基準法においては、2021 年 5 月 10 日を算定基準日として、エス・ディー・エス バイオテックの東京証券取引所市場第二部における算定基準日の株価終値 1,251 円、直近 1 か月間の株価終値単純平均値 1,171 円、直近 3 か月間の株価終値単純平均値 1,050 円及び直近 6 か月間の株価終値単純平均値 989 円を基に、エス・ディー・エス バイオテック株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 989 円～1,251 円と算定しております。

DCF 法においては、エス・ディー・エス バイオテックが作成した 2022 年 3 月期から 2024 年 3 月期までの財務予測、直近の業績動向、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって、エス・ディー・エス バイオテックの企業価値や株式価値を算定し、エス・ディー・エス バイオテックの 1 株当たり株式価値の範囲を 915 円～1,580 円と算定しております。なお、割引率は 6.5%～7.5%を使用しており、継続価値の算定に当たっては永久成長法及びマルチプル法を採用し、永久成長率を△0.5%～0.5%、マルチプル法では EBITDA マルチプルを 7.0 倍～9.0 倍としております。みずほ証券が DCF 法の算定の前提とした財務予測は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2022 年 3 月期	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期
売上高	12,011	12,407	13,105
営業利益	1,021	975	1,145
EBITDA	1,283	1,215	1,385
フリー・キャッシュ・フロー	298	492	630

みずほ証券は、株式価値の算定に際して、公開情報及びみずほ証券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。エス・ディー・エス バイオテック及びその関係会社の資産又は負債(デリバティブ取引、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。エス・ディー・エス バイオテックの財務予測(利益計画その他の情報を含みます。)については、エス・ディー・エス バイオテックの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを基礎としております。

みずほ証券の算定は、2021 年 5 月 10 日までにみずほ証券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、みずほ証券の算定は、エス・ディー・エス バイオテックの取締役会が株式交換の対価を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、みずほ証券が DCF 法による算定の前提としたエス・ディー・エス バイオテックの財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、エス・ディー・エス バイオテックが出資する江蘇新河農用化工有限公司において配当政策上の観点から一時的な無配が見込まれているため、経常利益及び当期純利益において、2022 年 3 月期に前年度に対して 3 割以上の大幅な減益を見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

各評価方法によるエス・ディー・エス バイオテックの 1 株当たりの株式価値の範囲は、以下のとおりとなります。

採用手法	1 株当たりの株式価値の範囲
市場株価基準法	989～1,251 円
DCF 法	915～1,580 円

(3) 公正性を担保するための措置

出光興産が既にエス・ディー・エス バイオテック株式 5,456,112 株(2021 年 3 月 31 日現在、発行済株式総数からエス・ディー・エス バイオテックが保有する自己株式を除いた総数 7,830,773 株に占める割合にして 69.68%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じです。))を保有し、エス・ディー・エス バイオテックは出光興産の連結子会社に該当すること及びエス・ディー・エス バイオテックの取締役の中には出光興産の従業員の兼任者や出光興産の出身者が存在すること等から、出光興産及びエス・ディー・エス バイオテックは、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、下記の措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

出光興産は、出光興産及びエス・ディー・エス バイオテックから独立した第三者算定機関である野村證券から、本株式交換対価の公正性・妥当性を確保するため、2021 年 5 月 10 日付で、株式価値に関する算定書の提出を受けております。算定書の概要は、上記(2)「本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の②「算定に関する事項」の(ii)「算定の概要」をご参照ください。なお、出光興産は、野村證券から、本株式交換対価が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

他方、エス・ディー・エス バイオテックは、出光興産及びエス・ディー・エス バイオテックから独立した第三者算定機関であるみずほ証券から、本株式交換の対価の公正性・妥当性を確保するため、2021 年 5 月 10 日付で、株式価値に関する算定書の提出を受けております。算定書の概要は、上記(2)「本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の②「算定に関する事項」の(ii)「算定の概要」をご参照ください。なお、エス・ディー・エス バイオテックは、みずほ証券から、本株式交換対価が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

なお、本株式交換に関するみずほ証券に対するエス・ディー・エス バイオテックからの報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬ではありません。

② 独立した法律事務所からの助言

出光興産は、西村あさひ法律事務所を本株式交換のリーガル・アドバイザーとして選任し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

なお、西村あさひ法律事務所は、出光興産及びエス・ディー・エス バイオテックから独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しません。

他方、エス・ディー・エス バイオテックは、TMI 総合法律事務所を本株式交換のリーガル・アドバイザーとして選任し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

なお、TMI 総合法律事務所は、出光興産及びエス・ディー・エス バイオテックから独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しません。

また、本株式交換に関する TMI 総合法律事務所に対するエス・ディー・エス バイオテックからの報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬ではありません。

(4) 利益相反を回避するための措置

出光興産が既にエス・ディー・エス バイオテック株式 69.68%を保有し、エス・ディー・エス バイオテックは出光興産の連結子会社に該当すること及びエス・ディー・エス バイオテックの取締役の中には出光興産の従業員の兼任者や出光興産の出身者が存在すること等から、利益相反の疑義を回避するため、エス・ディー・エス バイオテックは、下記の措置を実施しております。

①特別委員会の設置及び答申書の取得

エス・ディー・エス バイオテックは、2021 年 3 月 10 日開催のエス・ディー・エス バイオテックの取締役会において、本株式交換に係るエス・ディー・エス バイオテックの意思決定に慎重を期し、また、エス・ディー・エス バイオテック取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることがエス・ディー・エス バイオテックの少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、いずれも、出光興産と利害関係を有しておらず、エス・ディー・エス バイオテックの監査等委員かつ社外取締役である酒井朗氏(元みずほキャピタル株式会社執行役員)及び松尾祐美子氏(弁護士、港国際法律事務所)、並びに出光興産及びエス・ディー・エス バイオテックと利害関係を有しない外部の有識者である安田昌彦氏(公認会計士、ベネディ・コンサルティング株式会社代表取締役社長)の 3 名により構成される本特別委員会を設置することを決定したうえで、これを設置しており(なお、本特別委員会の委員の報酬は、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額の報酬を支払うものとされており、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬ではありません。)、本株式交換を検討するに当たって、本特別委員会に対し、(i)本株式交換の目的の正当性、(ii)本株式交換に係る交渉手続の公正性、(iii)本株式交換の取引条件の妥当性(本株式交換対価の妥当性を含みます。)、及び(iv)上記(i)乃至(iii)その他の事項を前提に、本株式交換がエス・ディー・エス バイオテックの少数株主にとって不利益であるか否か(以下(i)から(iv)を総称して「本諮問事項」といいます。))について諮問いたしました。

なお、エス・ディー・エス バイオテックの取締役会は、本株式交換に関する決定を行うに際して本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本株式交換について妥当でないと判断した場合には、本株式交換を行う旨の意思決定を行わないことを併せて決議しております。

また、エス・ディー・エス バイオテックは、本特別委員会に対し、本特別委員会が必要と判断した場合には、エス・ディー・エス バイオテックの費用負担のもと、弁護士、公認会計士その他のアドバイザーを独自に選任することができる権限を与えております。本特別委員会は、2021年3月11日から2021年5月6日までに、会合を合計10回(合計約14時間)にわたって開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見交換や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、まず第1回の特別委員会において、エス・ディー・エス バイオテックが選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券並びにリーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所につき、いずれも独立性に問題がないことを確認したうえで、それぞれをエス・ディー・エス バイオテックのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関並びにリーガル・アドバイザーとして承認しました。さらに、本特別委員会は、本株式交換に係る検討、交渉及び判断に関与するエス・ディー・エス バイオテックの取締役(出光興産の従業員の兼任者である佐久間正明氏及び出光興産の出身者である寒河江充宏氏を除く7名の取締役)につき、出光興産との間での利害関係の観点から問題がないことを確認しております。そのうえで、本特別委員会は、(a)出光興産から本株式交換の提案内容及び本株式交換の目的並びに本株式交換によって見込まれるシナジー等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(b)エス・ディー・エス バイオテックから、同社の事業内容、本株式交換の提案を受けた経緯、本株式交換の目的、出光興産の提案内容についてのエス・ディー・エス バイオテックの考え及び本株式交換がエス・ディー・エス バイオテックの企業価値に与える影響、エス・ディー・エス バイオテックの事業計画の作成経緯及びその内容等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(c)みずほ証券から株式価値の算定方法及び算定結果についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(d)TMI 総合法律事務所から、本株式交換の手続面における公正性を担保するための措置並びに本株式交換に係るエス・ディー・エス バイオテックの取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について助言を受けこれらの事項についての質疑応答を実施したこと、並びに(e)本株式交換についての関連資料等の確認を行ったことにより、本株式交換に関する情報収集を行い、これらの情報も踏まえて、本諮問事項について慎重に協議及び検討して審議を行っております。また、本特別委員会は、エス・ディー・エス バイオテックの事業計画の作成経緯及びその内容等についての説明を受け、事業計画の作成過程に関し、不合理な点が認められないこ

とも併せて確認しております。なお、本特別委員会は、出光興産とエス・ディー・エス バイオテックとの間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けたうえで、出光興産から本株式交換対価についての最終的な提案を受けるまで、複数回に亘り交渉の方針等について協議を行い、エス・ディー・エス バイオテックに意見する等して、出光興産との交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、このような経緯のもと、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、本株式交換は、エス・ディー・エス バイオテックの少数株主にとって不利益なものではない旨の答申書を、2021年5月10日付で、エス・ディー・エス バイオテックの取締役会に対して提出しております。本特別委員会の意見の概要については、以下のとおりです。

(a) 本株式交換の目的の正当性について

(i) 出光興産においては、同社に係る事業環境の変化の中で、より大きな視点から出光興産グループ全体を俯瞰して中長期的に持続可能な成長を遂げるために、出光興産グループにおける具体的な施策の検討及び実施が喫緊の課題である中、2011年6月に出光興産の公開買付けによるエス・ディー・エス バイオテックの連結子会社化以降、両社が連携して施策実行、研究開発、海外資本参加をはじめ販売、人事交流に至るまで多くの取組みを共同で行ってきたが、これらの取組みを通じ、両社共同による生物農薬の新原体開発や出光興産の販売子会社等を通じたエス・ディー・エス バイオテックの製品拡販等の一定の成果は得られたものの、それぞれが独立した上場企業として行う連携には限界があったことは否定できず、現在の状況では、エス・ディー・エス バイオテックとのノウハウ・人材・開発戦略・資金力等の機動的な相互活用による出光興産グループ全体の企業価値の向上を最優先とした事業戦略の策定や両社間の協働施策を実施するに当たっての迅速な意思決定において制約があること、及び、エス・ディー・エス バイオテックの中長期的な視野に立った成長投資等の実施に当たり、少数株主の利益への配慮も必要になること等が両社の連携を制限する大きな要因となっていたこと、(ii) エス・ディー・エス バイオテックは、事業環境の変化に伴い、現在の主力製品を含む化学農薬事業の拡大に止まらず、生物農薬を含む作物保護製品事業全体の強化と深化を中長期的に推進することがこれまで以上に重要になってきているとの認識のもと、ビジネスポートフォリオの変革と企業体質の強化を図っていくことが必要であること、(iii) ビジネスポートフォリオの変革と企業体質の強化を図っていくためには、積極的な研究開発や作物保護製品全体の強化に向けた投資が必要であるところ、自社のみでこれらを実施していく場合には、投資規模によっては自社の企業規模を踏まえると実現が困難である場合があるほか、投資を実施した場合でも必ずしも所期の成果を発揮できるとは限らず、短期

的な財務状況の悪化の可能性を伴う等、資本市場による評価を得られず、株価の下落を招来する結果となり、エス・ディー・エス バイオテックの少数株主にとって不利益を与えてしまう可能性も否定できないことから、単独でのこれらの施策の実施には限界があること、(iv)エス・ディー・エス バイオテックにおいては、(ア)出光興産の完全子会社となった場合、資本関係に起因する制約がなくなることにより、出光興産からこれまでよりも積極的なサポートを受けられる体制が整備されることになり、今後の課題として認識している作物保護製品全体の強化に向けた投資に対する出光興産からの資金支援や、出光興産が取り組む先進技術のエス・ディー・エス バイオテックの研究開発への活用、生物農薬関連事業の拡大、出光興産のコーポレート機能の活用等を期待でき、また、(イ)少数株主が存在することに起因する利益相反の問題が解消されることで、短期的な利益の創出を必ずしも求められなくなるため、より中長期的な視野に立った積極的な成長戦略の実行、すなわち、積極的なビジネスポートフォリオの変革と企業体質の強化に向けた具体的な施策の実行が可能になり、加えて、(ウ)エス・ディー・エス バイオテックとして上場維持に要するコストが削減され、当該資金を成長投資に振り向けることもできるようになり、これらが相重なることで、厳しい事業環境においても、エス・ディー・エス バイオテックの企業価値をより着実に向上させられると考えられ、さらに、(エ)出光興産の完全子会社となり、非公開化することによって、一般的には、資本市場を通じた資金調達を実施できなくなることや上場企業というブランドを失うことに伴う採用活動等への影響といったデメリットが想定されるものの、出光興産の完全子会社として出光興産による資金支援が期待できる等、財務基盤が強化されること、また、上場企業である出光興産を親会社とする出光興産グループであることには変わりなく、採用活動等への影響は大きなものではないと考えられることを踏まえれば、出光興産の完全子会社となることで、これに伴うデメリット以上のメリットを享受できると考えられることといった本株式交換の意義及び目的には、いずれも不合理な点はなく、合理的な検討の結果と認められることから、本株式交換はエス・ディー・エス バイオテックの企業価値向上を目的として行われるものであるといえ、本株式交換の目的は正当であると判断する。

(b) 本株式交換に係る交渉過程の公正性

(i) エス・ディー・エス バイオテックは、本株式交換について検討するに当たって、エス・ディー・エス バイオテック及び出光興産から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券並びにリーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所をそれぞれ選任し、さらに、エス・ディー・エス バイオテックの独立社外取締役(監査等委員)2名及び独立した外部有識者1名からなる本特別委員会を設置し、本株式交換を検討するための体制を構築したうえで、エス・ディー・エス バイオテックは、みずほ証券及び TMI 総

合法律事務所から助言・意見等を得ながら、エス・ディー・エス バイオテックの企業価値向上の観点から、本株式交換対価を含む本株式交換の買付条件の妥当性及び本株式交換の一連の手續の公正性といった点について慎重に検討及び協議を行っていること、(ii)エス・ディー・エス バイオテックは、本株式交換対価について、真摯な協議・交渉を出光興産との間で複数回にわたって行っていること、(iii)本株式交換に係る交渉過程においては、エス・ディー・エス バイオテックに対する対抗的な買収提案の機会の確保に向けた積極的な措置(積極的なマーケット・チェック)は特段実施されていないが、出光興産がエス・ディー・エス バイオテックの総株主に係る議決権の総数の3分の2以上に相当する議決権を保有していることからすれば、仮に積極的なマーケット・チェックを実施したとしてもその実効性は乏しく、積極的なマーケット・チェックが実施されていないことは、本株式交換に係る交渉過程の手續の公正性を損なうものではないと考えられること、(iv)エス・ディー・エス バイオテックを代表して本株式交換を検討・交渉する取締役には、本株式交換に特別な利害関係を有する者は含まれておらず、その他、本株式交換に係る協議、検討及び交渉の過程で、出光興産その他の本株式交換に特別な利害関係を有する者がエス・ディー・エス バイオテック側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は存在しないことといった点を踏まえれば、本株式交換に係る交渉過程の手續は公正であると判断する。

(c) 本株式交換の取引条件の妥当性について

(i)みずほ証券より取得した株式価値に関する算定書の株式価値評価算定方法等の内容については不合理な点はなく、また、その前提となっているエス・ディー・エス バイオテック作成の事業計画の作成過程及び内容等についても不合理な点は認められないところ、本株式交換対価 1,440 円は、みずほ証券による株式価値評価を踏まえると、市場株価基準法の算定結果の上限値を超え、かつ、DCF 法の算定結果の範囲内であってその中間値を超える金額であること、(ii)本株式交換対価 1,440 円は、2021 年 5 月 10 日の東京証券取引所におけるエス・ディー・エス バイオテック株式の株価終値 1,251 円に対して、15.1%、過去 1 か月間(2021 年 4 月 12 日から 2021 年 5 月 10 日)の株価終値単純平均値 1,171 円に対して 23.0%、過去 3 か月間(2021 年 2 月 12 日から 2021 年 5 月 10 日)の株価終値単純平均値 1,050 円に対して 37.1%、過去 6 か月間(2020 年 11 月 11 日から 2021 年 5 月 10 日)の株価終値単純平均値 989 円に対して 45.6%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっているとのことであり、かかるプレミアムの水準は、国内上場企業の支配株主による完全子会社化を目的とした、近時の取引事例におけるプレミアム水準に照らしても、不合理な水準とは認められないこと、(iii)上記(b)のとおり、本株式交換対価を含む本株式交換に係る交渉過程の手續は公正であると認められるところ、本株式交換対価は、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められること、(iv)国内上場企業の支配株主による完全子

会社化を目的とした、近時の取引事例においては、その取引の手法として、いわゆる二段階買収による方法(公開買付けを実施した後、その後、公開買付けの買収者が保有する議決権割合に応じて株式等売渡請求又は株式併合等の方法を用いて、対象となる会社を完全子会社化する買収方法)が採用される場合が多く、現金対価による株式交換を採用する事例は少数であるものの、(ア)出光興産は、エス・ディー・エス バイオテックの総株主に係る議決権の総数の3分の2以上に相当する議決権を保有しており、仮に二段階買収の方法を採用したとしても、公開買付けに係る買付予定の株券等の数に下限を設定しない限り、出光興産によるエス・ディー・エス バイオテックの完全子会社化を実現できることが確実な状況にあることからすれば、あえて公開買付けとその後の完全子会社化の手續に分けて実施することが必ずしも必要とはいえないと考えられることや、(イ)仮に、出光興産が二段階買収の方法を採用し、公開買付けに係る買付予定の株券等の数にいわゆるマジョリティオブマイノリティに相当する下限(少数株主の過半数による公開買付けへの応募を要する水準の下限)を設定すると、すでにエス・ディー・エス バイオテックの総株主に係る議決権の総数の3分の2以上に相当する議決権を保有していることから、公開買付けの下限が高水準となり、取引実行の安定性が阻害されるおそれがあり、完全子会社化に賛成する少数株主への現金化の機会を奪うことになり得ること等を踏まえれば、本株式交換(現金対価による株式交換)による方法を採用したとしても、二段階買収による方法に比して、格別にエス・ディー・エス バイオテックの少数株主に不利益な手法であるとまではいえず、不合理なものとは認められないこと、(v)現金対価を選択した理由として出光興産及びエス・ディー・エス バイオテックからなされた上記(2)「本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の①「割当ての内容の根拠及び理由」の内容の説明に不合理な点は認められず、一定のプレミアムの付された合理的な価額であることを前提としつつ、換価を要しないという意味においてより対価としての確実性とわかり易さを備える現金対価によることが、株式対価による方法に比してエス・ディー・エス バイオテックの少数株主にとって不利益であるとは認められないことといった点を踏まえれば、本株式交換によりエス・ディー・エス バイオテックの少数株主に交付される対価を含む本株式交換の取引条件は妥当であると判断する。

(d) 本株式交換がエス・ディー・エス バイオテックの少数株主にとって不利益であるか否かについて

上記(a)乃至(c)その他の事項を踏まえると、エス・ディー・エス バイオテックの取締役会が本株式交換の実施を決定することはエス・ディー・エス バイオテックの少数株主にとって不利益なものではない。

②エス・ディー・エス バイオテックにおける、利害関係を有しない取締役全員(監

査等委員を含む。)の承認

エス・ディー・エス バイオテックの取締役のうち、佐久間正明氏は出光興産の従業員の兼任者であり、また、寒河江充宏氏は出光興産の出身者であるため、利益相反の疑義を回避する観点から、エス・ディー・エス バイオテックの取締役会における本株式交換に関する議案の審議及び決議には参加せず、エス・ディー・エス バイオテックの立場において、本株式交換に係る検討、協議及び交渉にも一切参加しておりません。

2021年5月11日開催のエス・ディー・エス バイオテックの取締役会における本株式交換に関する議案は、エス・ディー・エス バイオテックの取締役9名のうち、寒河江充宏氏、佐久間正明氏を除く7名の取締役(監査等委員である3名を含みます。)が審議し、その全員の賛成により決議を行っております。

【株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容】

次頁以降に記載のとおりです。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
勘 定 科 目	金 額	勘 定 科 目	金 額
(資 産 の 部)	15,219,709	(負 債 の 部)	7,231,141
流 動 資 産	10,849,493	流 動 負 債	4,295,171
現 金 及 び 預 金	800,371	買 掛 金	608,753
受 取 手 形	461	1年内返済予定の長期借入金	1,322,450
売 掛 金	3,733,237	未 払 金	902,302
商 品 及 び 製 品	3,754,297	未 払 費 用	964,078
仕 掛 品	2,590	未 払 法 人 税 等	367,000
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,094,786	賞 与 引 当 金	123,567
前 払 費 用	71,168	預 り 金	4,382
未 収 入 金	1,376,036	そ の 他	2,635
そ の 他	16,543	固 定 負 債	2,935,970
固 定 資 産	4,370,216	長 期 借 入 金	2,843,800
有 形 固 定 資 産	2,301,724	退 職 給 付 引 当 金	83,296
建 物	887,814	そ の 他	8,873
構 築 物	131,892	純 資 産 の 部	
機 械 及 び 装 置	234,938	(純 資 産 の 部)	7,988,568
車 両 運 搬 具	7,129	株 主 資 本	7,725,540
工 具 器 具 備 品	79,695	資 本 金	810,360
土 地	921,299	資 本 剰 余 金	77,527
建 設 仮 勘 定	38,954	資 本 準 備 金	77,527
無 形 固 定 資 産	16,970	利 益 剰 余 金	6,837,798
ソ フ ト ウ ェ ア	14,580	利 益 準 備 金	183,200
そ の 他	2,389	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,654,598
投 資 そ の 他 の 資 産	2,051,521	繰 越 利 益 剰 余 金	6,654,598
投 資 有 価 証 券	799,850	自 己 株 式	△144
関 係 会 社 株 式	846,332	評 価 ・ 換 算 差 額 等	263,027
長 期 前 払 費 用	149	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	263,027
繰 延 税 金 資 産	356,189	負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,219,709
そ の 他	48,998		
資 産 合 計	15,219,709		

損 益 計 算 書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

(単位：千円)

区 分	金 額	
売上高		11,999,983
売上原価		7,592,051
売上総利益		4,407,931
販売費及び一般管理費		3,169,568
営業利益		1,238,362
営業外収益		
受取利息及び配当金	626,939	
為替差益	74,102	
その他の	11,787	712,829
営業外費用		
支払利息	22,961	
棚卸資産廃棄損	28,980	
支払補償費	50,864	102,807
経常利益		1,848,384
特別損失		
固定資産除却損	15,894	15,894
税引前当期純利益		1,832,490
法人税、住民税及び事業税	509,752	
法人税等調整額	△50,552	
過年度法人税等	1,785	460,985
当期純利益		1,371,505

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	810,360	77,527	183,200	5,514,101	5,697,301	△110	6,585,077
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	△231,008	△231,008	－	△231,008
当 期 純 利 益	－	－	－	1,371,505	1,371,505	－	1,371,505
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	△33	△33
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	1,140,496	1,140,496	△33	1,140,462
当 期 末 残 高	810,360	77,527	183,200	6,654,598	6,837,798	△144	7,725,540

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	74,894	74,894	6,659,972
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	－	－	△231,008
当 期 純 利 益	－	－	1,371,505
自 己 株 式 の 取 得	－	－	△33
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	188,133	188,133	188,133
当 期 変 動 額 合 計	188,133	188,133	1,328,595
当 期 末 残 高	263,027	263,027	7,988,568

個 別 注 記 表

(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

関係会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産

a. 商品・製品・原材料・仕掛品…総平均法による原価法

(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

b. 貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、建物及び2016年4月1日以後に取得した構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………7年～50年

機械及び装置……………8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては見込利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(2) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務年数（7年～15年）による定額法により按分した額を翌事業年度から費用処理しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理によっております。

また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象……当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

ヘッジ方針………為替予約を債権債務の範囲かつリスクヘッジ目的で、また、金利スワップを借入金等の資金調達について支払利息の軽減又は金利変動リスクヘッジ目的で行うこととしており、投機目的のためには利用しない方針としております。

ヘッジ有効性評価の方法……ヘッジ手段の変動額の累積額とヘッジ対象の変動額の累積額を比較して有効性の判定を行っております。

ただし、振当処理の要件を充たしている為替予約及び特例処理によっている金利スワップについては、決算日における有効性の評価を省略しております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(4) 金額の端数処理

千円未満を切捨て表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

資産毎の減価償却累計額は以下のとおりとなります。

建物	2,906,714千円
構築物	355,870千円
機械及び装置	1,874,875千円
車両運搬具	18,997千円
工具器具備品	1,058,915千円
(合計)	6,215,373千円

2. 直接減額方式による圧縮記帳額は以下のとおりとなります。

建物	163,239千円
構築物	85,687千円
機械及び装置	686,451千円
(合計)	935,377千円

3. 関係会社に対する金銭債権（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	896,060千円
短期金銭債務	59,584千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	432,436千円
仕入高	296,285千円
その他営業収入	69,139千円
販売費及び一般管理費	21,121千円
営業外取引以外の取引高	
営業外収益	611,601千円
営業外費用	51,385千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の総数……7,830,773株(自己株式152株を除く)

2. 当事業年度末における自己株式の数……………152株

3. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当

2020年6月24日開催の第52回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金総額	121,377千円
・1株当たり配当金額	15.5円
・基準日	2020年3月31日
・効力発生日	2020年6月25日
・配当の原資	利益剰余金

2020年10月29日開催の取締役会決議による中間配当に関する事項

・配当金総額	109,630千円
・1株当たり配当金額	14.0円
・基準日	2020年9月30日
・効力発生日	2020年12月3日
・配当の原資	利益剰余金

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2021年6月23日開催予定の第53回定時株主総会において次の通り付議いたします。

・配当金総額	109,630千円
・1株当たり配当金額	14.0円
・基準日	2021年3月31日
・効力発生日	2021年6月24日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払費用	215,564千円
関係会社株式評価損	47,162千円
研究開発費	83,595千円
賞与引当金	37,836千円
退職給付引当金	25,505千円
その他	82,317千円
繰延税金資産小計	491,982千円
評価性引当額	19,708千円
繰延税金資産合計	472,273千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	116,084千円
繰延税金負債合計	116,084千円
繰延税金資産純額	356,189千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組指針

当社の資金運用については、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外展開により生じている一部外貨建のものについては為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券については、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんどが3ヵ月以内の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に短期的な運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後6年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価方法等については、前述の「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. (2)ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程及び与信管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引先の信用状況を適時把握する体制としており、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、信用度の高い金融機関と取引しているため、相手先の不履行から生じる信用リスクはほとんどないと判断しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建営業債権及び営業債務について、為替の変動リスクに対して為替動向を定期的に把握しており、当該リスクをヘッジするためのデリバティブ取引（為替予約取引）を利用しております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、担当役員の承認を得て行っており、取引の実行・管理については、管理部門で行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2. 参照）

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	800,371	800,371	－
(2) 受取手形	461	461	－
(3) 売掛金	3,733,237	3,733,237	－
(4) 未収入金	1,376,036	1,376,036	－
(5) 投資有価証券	795,294	795,294	－
資産計	6,705,401	6,705,401	－
(1) 買掛金	608,753	608,753	－
(2) 未払金	902,302	902,302	－
(3) 未払法人税等	367,000	367,000	－
(4) 長期借入金（※1）	4,166,250	4,149,026	▲17,223
負債計	6,044,306	6,027,082	▲17,223

（※1）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

区分	取引の種類	主なヘッジ 対 象	契約金額 (千円)	契約金額の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップ の特例処理	金利スワップ 取引 変動受取・ 固定支払	長期借入金	630,300	419,200	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体で処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	4,556
関係会社株式	846,332

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	(千円)	738,455
持分法を適用した場合の投資の金額	(千円)	2,565,398
持分法を適用した場合の投資利益の金額	(千円)	710,222

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社

属 性	会社等の 名 称	所 在 地	資 本 金 又 出 資 金 (百万円)	事 業 の 内 容 又 は 職 業	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割 合 (%)	関 係 内 容		取引の 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
						役 員 の 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
親会社	出光興産株式会社	東京都千代田区	168,351	石油精製並びに油脂製造・販売・石油化学製品の製造・販売・石油、石炭、地熱、その他鉱物資源の調査、開発並びに採掘・農業薬品、農業用資材並びに化学薬品製造業・電子機能材料の開発、製造及び販売・その他	(被所有) 直接 69.68	—	資本業務提携 当社製品の販売	販 売	315,994	売掛金	196,412

(注) 1. 上記金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等は、市場価格等を勘案した上で、一般的取引条件によっております。

2. 兄弟会社等

属 性	会社等の 名 称	所 在 地	資 本 金 又 出 資 金 (百万円)	事 業 の 内 容 又 は 職 業	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割 合 (%)	関 係 内 容		取引の 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
						役 員 の 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
兄弟会社	出光アグリ株式会社	東京都台東区	10	農業及び農業用資材の販売	—	—	当社製品の販売	販 売	143,893	売掛金	132,141

(注) 1. 上記金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等は、市場価格等を勘案した上で、一般的取引条件によっております。

3. 関連会社

属 性	会社等の 名 称	所 在 地	資 本 金 又 出 資 金 (百万中国元)	事 業 の 内 容 又 は 職 業	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割 合 (%)	関 係 内 容		取引の 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
						役 員 の 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
関連会社	江蘇新河農用化工有限公司	中華人民共和国	65	農業及び農業用資材の製造及び販売	15.00	1	製品の購買等	債務補償	50,864	未払金	50,864

(注) 取引の条件及び取引条件の決定方針等は、双方で協議して決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額…………… 1,020円15銭

1株当たり当期純利益…………… 175円14銭

重要な後発事象に関する注記

(株式交換契約の締結)

当社は2021年5月11日開催の取締役会において、出光興産株式会社（以下「出光興産」と言います。）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする金銭対価による株式交換（以下「本株式交換」と言います。）を行うことを決議し、両者の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」と言います。）を締結しております。

1. 本株式交換の目的

当社は、出光興産の完全子会社となった場合、資本関係に起因する制約がなくなることにより、出光興産からこれまでよりも積極的なサポートを受けられる体制が整備されることになり、今後の課題として認識している作物保護製品全体の強化に向けた投資に対する出光興産からの資金支援や、出光興産が取り組む先進技術の当社の研究開発への活用、生物農薬関連事業の拡大、出光興産のコーポレート機能の活用等を期待でき、また、少数株主が存在することに起因する利益相反の問題が解消されることで、短期的な利益の創出を必ずしも求められなくなるため、より中長期的な視野に立った積極的な成長戦略の実行、すなわち、積極的なビジネスポートフォリオの変革と企業体質の強化に向けた具体的な施策の実行が可能になり、加えて、当社として上場維持に要するコストが削減され、当該資金を成長投資に振り向けることもできるようになり、これらが相重なることで、厳しい事業環境においても、当社の企業価値をより着実に向上させられるとの結論に至ったため、本株式交換を実施することを決定いたしました。

2. 本株式交換の要旨

(1)本株式交換完全親会社の概要（2021年3月31日現在）

名称	出光興産株式会社
所在地	東京都千代田区大手町一丁目2番1号
代表者の役職・氏名	取締役社長 木藤 俊一
事業の内容	石油精製並びに油脂製造、販売 石油化学製品の製造、販売 電子材料・農業薬品の開発、製造、販売 電気供給事業 石油・石炭資源の開発、生産、販売 等
資本金の額	168,351百万円

(2) 本株式交換の日程

本株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	2021年5月11日
本株式交換契約締結日（両社）	2021年5月11日
定時株主総会開催日（当社）	2021年6月23日（予定）
最終売買日（当社）	2021年7月28日（予定）
上場廃止日（当社）	2021年7月29日（予定）
本株式交換の効力発生日	2021年8月2日（予定）
金銭交付日	2021年9月下旬（予定）

（注１）出光興産は、会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う予定です。

（注２）上記日程は、本株式交換の手続の進行に応じて必要な場合には、両社が協議し合意のうえ、変更されることがあります。上記日程に変更が生じた場合には、速やかに公表いたします

3. 本株式交換の方式

本株式交換は、出光興産を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換です。出光興産は、会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を受けることなく、また、当社は、2021年6月23日開催予定の定時株主総会において本株式交換契約の承認を受けただうえで、2021年8月2日を効力発生日として本株式交換を行う予定です。

4. 本株式交換に係る割当ての内容

出光興産は、会社法768条第1項第2号の規定に基づき、本株式交換契約に従い、本株式交換により出光興産が当社の発行済株式（出光興産が保有する当社の株式5,456,112株を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主（但し、出光興産を除きます。）に対し、その所有する当社株式1株につき1,440円（本株式交換の対価を、以下「本株式交換対価」といいます。）の割合で金銭を交付する予定です。

なお、当社は、効力発生日の前日までに行う取締役会決議により、当社が基準時の直前時において保有する全ての自己株式（2021年5月10日現在152株）（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて当社が取得する株式を含みます。）を基準時の直前時において消却する予定です。

（注）本株式交換の条件の変更及び本株式交換契約の解除

本株式交換契約締結の日から本株式交換の効力発生日に至るまでの間に、出光興産又は当社の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本株式交換の実行に重大な支障となり得る事象が発生し又は判明した場合その他本株式交換契約の目的の達成が困難となった場合には、出光興産と当社が協議のうえ、本株式交換契約を変更し又は解除することができるとしております。

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

1-1. 当事業年度の事業の状況

事業の経過及びその成果

当事業年度（2020年4月1日～2021年3月31日）における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により急速に悪化し、依然として厳しい状況が続いております。感染症拡大による社会経済活動への影響や金融資本市場の変動等の影響を引き続き注視していく必要があります。

農業を取り巻く環境は、世界的には人口増加や新興国の経済成長等に伴って農作物需要が拡大しており、中長期的にも成長が継続するものと思われませんが、新型コロナウイルス感染症の農業及び農薬市場における影響を十分に注視していく必要があります。

このような中、当社の状況は、海外向けダコニール関連剤（原体及び製剤）や緑化関連剤の出荷が好調に推移した一方で、国内向けダコニール関連剤の在庫調整や水稻除草剤原体の出荷減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により一部製品の販売や製造に遅れが生じました。

その結果、当事業年度における売上高は119億99百万円（前期比3億87百万円減、3.1%減）となりました。利益面につきましては、フィリピン事業を中心に販売価格の改定を進めていることや横浜工場の稼働安定化もあって利益率が改善していることに加え、新型コロナウイルス感染症対策として国内外出張や会食等の自粛を行っていることから旅費交通費を中心に活動経費が減少し、営業利益は12億38百万円（前期比1億63百万円増、15.2%増）となりました。さらに、中国出資会社からの受取配当金5億83百万円を計上したことで、経常利益は18億48百万円（前期比3億92百万円増、27.0%増）、当期純利益は13億71百万円（前期比1億83百万円増、15.5%増）となりました。

当社は農薬事業のみの単一セグメントではありますが、事業の傾向を示すために品目別に販売実績を記載いたします。

（殺菌剤）

当事業年度における売上高は42億74百万円（前年比86百万円増、2.1%増）となりました。これは主に、国内向けダコニール関連剤の在庫調整による出荷減少があったものの、海外向けダコニール関連剤の出荷が増加したことによるものです。

(水稻除草剤)

当事業年度における売上高は42億65百万円（前年比1億34百万円減、3.1%減）となりました。これは主に、海外向けベンゾビスクロン原体の出荷が好調に推移している一方で、国内向けダイムロン原体の出荷時期ずれによる減少やカフェンストロール原体の出荷減少があったことによるものです。

(緑化関連剤)

当事業年度における売上高は27億44百万円（前年比1億11百万円増、4.3%増）となりました。これは主に、国内向けカルブチレート関連剤の出荷が好調に推移していることによるものです。

(殺虫剤)

当事業年度における売上高は5億41百万円（前年比82百万円減、13.3%減）となりました。これは主に、D-D関連剤の出荷が減少したことによるものです。

(その他)

当事業年度における売上高は1億74百万円（前年比3億67百万円減、67.8%減）となりました。これは主に、ダコニール原材料の出荷が減少したことによるものです。

1-2. 設備投資の状況

当社は、当事業年度において横浜工場の農薬製造設備やつくば研究所の研究設備の更新及び取得を中心に、2億70百万円の設備投資を実施しました。

1-3. 資金調達の状況

当社は、当事業年度に設備投資資金及び運転資金として、金融機関より長期借入金として8億円の調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達はありません。

1-4. 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区 分	2017年度 (第50期)	2018年度 (第51期)	2019年度 (第52期)	2020年度 [当事業年度] (第53期)
売 上 高(百万円)	12,928	11,584	12,387	11,999
営 業 利 益(百万円)	1,410	984	1,074	1,238
経 常 利 益(百万円)	1,577	1,009	1,455	1,848
当期純利益又は当期 純 損 失 (△) (百万円)	△180	391	1,187	1,371
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (△) (円)	△23.07	49.97	151.66	175.14
総 資 産(百万円)	14,186	13,659	14,350	15,219
純 資 産(百万円)	5,799	5,822	6,659	7,988
1株当たり純資産額 (円)	740.62	743.48	850.48	1,020.15

1-5. 対処すべき課題

(1) 当社の現状認識について

世界の農業事業を取り巻く環境につきましては、中長期的には人口増加や新興国の経済発展を背景とした食料需要の増大及びバイオ燃料開発、更には気候変動リスク等に伴う農作物増産の必要性の高まりから拡大傾向にあるとともに、発展途上国では、農業の効率化・省力化が進み、より安全な農業へシフトしていくものと考えております。一方、農業従事者の高齢化・後継者不足や耕作地の減少、農業資材コスト低減化施策等により漸減傾向にある国内の農業市場においても、食料自給率の低さへの懸念や輸入農産物への食の安全・安心への意識向上等を背景として、中長期的には農業事業の重要性が増していくものと考えております。

しかしながら、直近における最大の懸念事項として、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大と長期化により多方面の経済活動が制限されており、状況によっては、原材料調達を含むサプライチェーンへの影響が断続的に発生する可能性があります。当社においては、従業員の感染防止に努めるとともに、事業への影響を最小化する方策を検討してまいります。

今後は世界的な農業市場が拡大する中、需要が拡大しているダコニール関連剤や米国、コロンビア、中国、欧州などで展開を進めているベンゾビスクロン関連剤を海外展開の中心として注力していきます。生物農業につきましても、バイオリジカル部を軸に親会社である出光興産株式会社と協力し、当分野の事業拡大を目指してまいります。

当社は、ライフサイエンス分野での技術力をベースに、継続的な研究開発投資を通じて安全で有用な製品を創出し、企業価値の拡大を図るとともに、全てのステークホルダー（株主・取引先・従業員等）との良好な関係を維持してまいります。

(2) 当面の対処すべき課題の内容と取り組み方針

① 新型コロナウイルス感染症対策

当社では、政府による緊急事態宣言等、行政からの要請に呼応して、従業員の感染リスクの低減と横浜工場の操業維持を第一優先として、衛生管理の強化や勤務体系・条件の変更や制限を行っておりますが、引き続き状況を見ながら適切な対応を継続していく必要があります。

② 横浜工場の安全・安定操業の継続

主力製品群のダコニール関連剤の生産拠点である横浜工場においては、2018年2月の爆発・火災事故の反省と教訓を踏まえた安全管理体制の強化・充実を継続して図り、安全と品質に留意した安定操業を実現するとともに、リスクアセスメントや安全教育の徹底により安全文化の醸成を推進してまいります。

また、横浜工場で使用する原材料において長期に亘り取引関係のある昭和電工株式会社横浜事業所及び川崎事業所とは引き続き友好的かつ発展的な関係を継続してまいります。

③ 原材料調達、生産委託体制の整備

各国の行政機関に安全性の評価を受け登録される農薬は、使用原材料、設備、プロセス等製造に係る各要素が品質の安定に影響を及ぼします。そのため、仕入先や製造場所の変更・追加は適切な手順で慎重に検討、実施される必要があります。

その上で、製品の安定供給及びコスト競争力向上のため、新規製造委託先の開拓推進を含めグローバルな取引体制を追求し、原材料や製品等複数購買体制の強化を通じてリスク分散に取り組めます。また、仕入先との技術交流や品質監査を通して、安全操業及び品質管理の強化に取り組めます。

④ 研究開発力の強化

当社は継続的な成長の要となる新規有効成分の創製・導入のため、更に研究開発力を強化してまいります。そのため、中長期的視野に立った研究開発部門への人員強化と経営資源集中を図ります。また、自社開発中の新規剤の早期事業化と保有知的財産の有効活用、また機会を捉えて他社からの剤の買収等に取り組み、製品パイプラインの強化を目指すとともに、既存製品についても、市場のニーズに対応した適用場面の拡大等により、製品のライフサイクルの延長と収益力拡大を図ります。

親会社である出光興産株式会社とは、生物農薬分野における研究開発・普及における協業を通じて、早期製品化による製品ラインアップの充実を図ります。

⑤ 国内市場での収益拡大

発売から30年を超える「ダコニール1000」を中心とした当社の主力製品群である殺菌剤のダコニール関連剤においては、ブランド力の更なる向上と産地ニーズに応える適用病害・作物の拡大により新規市場の開拓を図ります。

もう一つの主力製品群である水稻除草剤分野においては、ベンゾビスクロン原体を中心とする保有4原体の特長を活かした混合剤戦略の徹底追求を図ります。当社の製品ラインアップ強化の一環として、生物農薬分野において、バチルス チューリングエンシス、バチルス アミロリクエファシエンス、タラロマイセス フラバスの3系統を軸に認知度向上と技術普及による既存及び新規使用場面での拡販を図ります。

また、農作物増産のための新手法への取り組みや異業種とのコラボレーション等、農薬周辺ビジネスの開拓に取り組み、新たな収益源の獲得を図ります。

⑥ 海外市場での収益拡大

当社の主力製品群である殺菌剤のダコニール関連剤は、世界的に需要が増加している状況にあります。特に需要増加の著しいアジア市場での一層の拡販と販売価格の改善等により収益拡大を図ります。

もう一つの主力製品であるベンゾビシクロン原体の輸出について、先立って販売している韓国ではALS阻害型除草剤抵抗性雑草やカヤツリグサ科難防除雑草への安定した効果が認知され、またフロアブル、ジャンボ剤、田植え同時粒剤等の散布に簡便な各種省力化製剤にいち早く対応してきたことで高い市場シェアを維持しております。米国、コロンビア、中国等新しい市場においても優良な海外パートナーとの関係を通じて、更なる販売拡大と新販売地域の開拓等を推進してまいります。また、外部環境対応として、特に大きな影響を受ける為替・原油価格の変動による収益性変動リスクの軽減を販売条件の工夫により図ります。

⑦ 財務体質の強化

当社は、事業に必要な資金（運転資金や設備投資資金、研究開発資金等）の調達を自社の営業活動等で獲得するキャッシュ・フローのほかに、親会社や金融機関等からの借入によって調達しております。

このような状況を踏まえ、財務安全性の指標としてD/Eレシオを採用し、1.0倍以下を継続的な定量目標としております。近年、D/Eレシオは1.0倍以下の水準で推移しており、財務内容は安定的であると認識しておりますが、今後とも、各金融機関との良好な関係を維持し、出光興産株式会社とも連携し、継続的に安定した財務内容の維持を図ります。

⑧ コーポレートガバナンス体制の整備

- ・ コーポレートガバナンスコードの精神に則り、その改正にも着実に対応するよう引き続き取り組んでまいります。

1-6. 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社は、農薬の有効成分（原体）及び原体と補助成分を混ぜ合わせて様々な剤型（粉・顆粒・液等）にした農薬（製剤）の研究開発、製造及び販売を主たる事業としております。

なお、当社は農薬事業セグメントのみの単一セグメントとなります。

当社の特徴は、農薬の有効成分（原体）の研究開発に重点を置いていること、横浜工場において製造しているダコニール関連剤（原体及び製剤）を除きまして、基本的に製造行為を外部に委託していることであります。日本の農薬の流通ルートは、各ＪＡ（農業協同組合）を主体とする「系統ルート」と農薬メーカーとその系列となる販売会社を中心とする「商系ルート」の二つに大きく分かれております。当社の製品は全国農業協同組合連合会（全農）や農薬メーカーへ販売され、上記の両流通ルートを通じて農家等の末端ユーザーへ提供されます。海外販売におきましては、各国の現地販売会社を通じた販売と特定顧客への直接販売が中心となります。

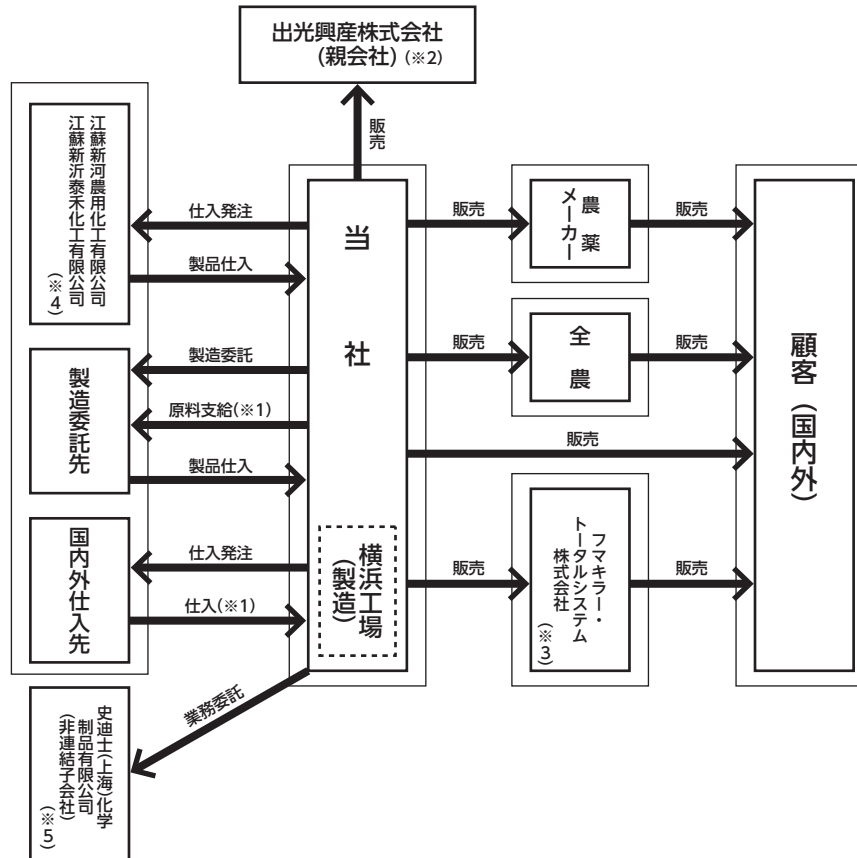
製品分類は主として以下の用途による分類に準じております。

- イ. 殺菌剤 ：植物病原菌（糸状菌や細菌）の有害作用から作物を守る薬剤
- ロ. 水稻除草剤：雑草類の防除に用いられる除草剤のうち、水稻栽培に使用される薬剤
- ハ. 緑化関連剤：ゴルフ場や公園等で使用される薬剤及び畑地で使用される除草剤、並びに植物の生理機能を増進または抑制する植物成長調節剤など
- 二. 殺虫剤 ：作物に被害を及ぼす害虫の防除に用いられる薬剤

非連結子会社である史迪士（上海）化学制品有限公司は、中華人民共和国において、当社製品の開発、技術普及活動をしております。関連会社であるフマキラー・トータルシステム株式会社は、当社とフマキラー株式会社との合併会社で、防疫剤・シロアリ剤、木材保存剤等の化学薬品の製造及び販売、並びに環境改善サービスを展開しております。当社は、非農薬事業に係る製品を同社に販売し、同社が顧客に販売しております。また、関連会社である江蘇新河農用化工有限公司は、中華人民共和国においてダコニール原体及びその原料の製造及び販売を行っており、当社は、ダコニール原体を購入しております。

以上述べた事項を系統図によって示すと、以下のとおりとなります。

[事業系統図]



(※1) 国内外の仕入先より仕入れた原材料は、当社で製造用に使用される他、当社より製造委託先へ支給（有償／無償）され、当社の製造の用に供されております。

(※2) 親会社である出光興産株式会社とは、除草剤販売等の取引を行っております。その取引条件については市場価格を勘案し、一般取引条件と同様に取引の妥当性について十分な審議を経たうえで決定しております。

(※3) フマキラー・トータルシステム株式会社は、当社とフマキラー株式会社との合併会社で、関連会社であります。

(※4) 江蘇新河農用化工有限公司及び江蘇新沂泰禾化工有限公司は、関連会社であります。

なお、江蘇新沂泰禾化工有限公司は、現在運転を停止しております。

(※5) 史迪士（上海）化学制品有限公司は、非連結子会社であります。

1-7. 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

(1) 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所及び工場の状況

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 中 央 区
横 浜 工 場	神 奈 川 県 横 浜 市
つ く ば 研 究 所	茨 城 県 つ く ば 市
み の り 農 事 試 験 場	茨 城 県 小 美 玉 市
ソ ウ ル 支 店	大 韓 民 国 安 養 市
フィリピン駐在員事務所	フィリピン共和国 ダバオ市

② 子会社

会 社 名	所 在 地 （ 国 名 ）
史迪士（上海）化学制品有限公司	中華人民共和国

(2) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

期 末 従 業 員 人 数	179 (13) 名
（ 前 事 業 年 度 末 比 ）	1名減（1名減）
平 均 年 齢	43.8歳
平 均 勤 続 年 数	14.6年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

1-8. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
出光興産株式会社	168,351百万円	69.7%	資本業務提携 当社製品の販売

親会社である出光興産株式会社との取引に当たっては、市場価格から算定した価格及び取引会社から提示された価格を検討の上、通常の実行条件で行われることなどに留意しております。当社取締役会は、これらの取引は、当社の社内規程に基づき親会社から独立して最終的な意思決定を行っているとして、当社の利益を害するものではないと判断しております。

(2) 重要な関連会社の状況

会社名	当社の議決権比率	主要な事業内容
フマキラー・トータルシステム株式会社	50.0%	防疫剤等の化学薬品の製造及び販売
江蘇新河農用化工有限公司	15.0%	農薬及び農薬原料の生産及び販売
江蘇新沂泰禾化工有限公司	15.0%	農薬原料の生産及び販売

1-9. 主要な借入先及び借入額（2021年3月31日現在）

借入先	借入額：百万円
株式会社みずほ銀行	1,569
農林中央金庫	890
株式会社三井住友銀行	690

1－10. 剰余金の配当等に関する方針

(剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め)

当社は、取締役会の決議によって毎年9月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めており、原則として年2回の配当を実施いたします。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としております。

(剰余金の配当等に関する方針)

当社は、企業価値の持続的向上のため、研究開発力強化の一環として原体（農薬の有効成分）及び新規製剤（農薬）のラインアップ強化に取り組むとともに、既存製剤についても適用する対象作物の拡大等により付加価値を高めるため、また必要に応じて原体を他社から買収あるいは導入するため経営資源を投下いたします。

その成果としての利益配分については、将来の事業展開と経営体質の強化に必要な財務健全性を強化するための内部留保として確保しつつも、継続的に安定した配当を実施していくことを基本方針としています。

当期末の配当金につきましては、1株当たり14.0円とする議案を株主総会に付議することとしております。なお、当事業年度において実施した中間配当1株当たり14.0円と合わせて年28円となります。

1－11. その他会社の現況に関する重要な事項

当社は2021年5月11日開催の取締役会において、出光興産株式会社を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする金銭対価による株式交換（効力発生予定日：2021年8月2日）を行うことを決議しております。なお、本株式交換は2021年6月23日開催予定の第53回定時株主総会の承認を前提としております。本株式交換の結果、出光興産株式会社は当社の完全親会社となり、完全子会社となる当社は2021年7月29日で上場廃止（最終売買日は2021年7月28日）となる予定です。

2. 株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

発行可能株式総数	34,000,000株
発行済株式の総数	7,830,925株 (自己株式152株を含む)
株主数	1,625名
上位10名の大株主	

株主名	持株数 (株)	持株比率
出光興産株式会社	5,456,112	69.68%
ＯＡＴアグリオ株式会社	200,000	2.55%
株式会社みずほ銀行	165,000	2.11%
フマキラー株式会社	165,000	2.11%
丸善薬品産業株式会社	165,000	2.11%
エス・ディー・エス バイオテック従業員持株会	124,200	1.59%
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI IN ON COLLATERAL NON TREATY-PB	116,000	1.48%
志野文哉	58,000	0.74%
株式会社八楠	50,000	0.64%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	48,100	0.61%

(注) 持株比率は自己株式 (152株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

3-1. 取締役の状況（2021年3月31日現在）

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	寒 河 江 充 宏	－
常 務 取 締 役	小 松 原 憲 一	管理部・海外部・生産業務部管掌
取 締 役	吉 永 小 太 郎	技術開発部長、営業部管掌
取 締 役	佐 久 間 正 明	バイオリジカル部長、経営企画部管掌
取 締 役	関 野 景 介	技術開発部つくば研究所長
取 締 役（非 常 勤）	高 橋 順 一	－
取締役（監査等委員・常勤）	深 澤 良 彦	－
取締役（監 査 等 委 員）	酒 井 朗	－
取 締 役（監 査 等 委 員）	松 尾 祐 美 子 (戸籍上の氏名:吉村祐美子)	弁護士法人港国際法律事務所 弁護士

(注) 1. 取締役（監査等委員）酒井朗氏及び松尾祐美子氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

2. 取締役（監査等委員）酒井朗氏は、金融機関における長年の業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために深澤良彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。

4. 当事業年度中に退任した取締役は以下のとおりであります。

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
伊 豆 進	2020年6月24日	任期満了	取締役 バイオリジカル部長、経営企画部管掌
戸 島 靖 英	2020年6月24日	任期満了	取締役 海外部長
立 花 芳 幸	2020年6月24日	任期満了	取締役 監査等委員・常勤

5. 当事業年度中における取締役の担当の異動は以下のとおりであります。

氏 名	新	旧	異 動 年 月 日
小 松 原 憲 一	管理部・海外部・生産業務部 管掌	管理部・生産業務部管掌	2020年6月24日

6. 当社は、意思決定と業務執行の分離、取締役会の効率化を目的として、執行役員制度を導入しております。2021年3月31日現在における執行役員は1名で、大塚俊雄氏（管理部長）が就任しております。

3-2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、法令の定める限度額において、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。

この定款の定めにより、当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、責任限定契約を締結しており、その内容は、「本契約の締結日以降、取締役として職務を為すにつき、会社法第423条第1項の任務懈怠責任を負う場合で、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする」としております。

3-3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者に対する株主代表訴訟・会社訴訟・第三者訴訟・有価証券損害賠償請求等による損害賠償金及び係争費用、その他それらに付随する調査費用等の損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については填補の対象外としております。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は会社及び個人（過去又は現在の取締役・執行役員・管理職従業員・社外派遣役員等）であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

3-4. 取締役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社では取締役の職務の対価としての報酬について、取締役及び取締役会による恣意性を排除するため、第三者的な観点からできる限り客観的に決定することを基本的な方針としております。2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

(1) 取締役の報酬の種類及び定義

当社では取締役の職務の対価としての報酬について、第三者的な観点からできる限り客観的に決定することとし、以下の考え方で構成する。取締役の報酬は、役位に応じた全社的な貢献、役割に対する報酬として役位別基準報酬とするものとし、この役位別基準報酬は、基本報酬と、会社業績に対する成果の連動性の要素を加えるために定めた業績報酬により構成する。

(2) 取締役報酬の上限金額

当社の取締役の報酬額の上限は、2016年6月29日株主総会決議の通り、取締役の報酬額を年額200百万円以内とし、報酬額には使用人兼務役員の使用人分給与は含まない。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は6名です。

(3) 取締役の報酬の決定機関と決定プロセス

当社の取締役の報酬額は、当社の監査等委員である社外取締役を含む取締役会が指名した者及び当社の代表取締役により構成される報酬委員会が決定する。

報酬委員会は取締役会の委嘱を受け、取締役の報酬等に関する諸課題を検討すると共に、報酬の水準、前年度会社業績を毎年確認し、次年度の個人別の報酬額を決定する。

具体的には、定時株主総会開催後に行われる報酬委員会において審議・決定し、決定した取締役の報酬額は、速やかに各個人に通知する。決定された報酬額は12等分（1,000円未満切上げ）した月額報酬として、7月度から翌年6月度まで毎月支払われるものとする。

(4) 取締役の報酬の算定方法

当社の取締役の報酬は、役位別基準報酬に基づく基本報酬と業績報酬で構成し、このうちの業績報酬は会社業績に対する成果と連動して前事業年度の業績に基づき決定し、支給する。業績報酬の割合は、役位別基準報酬に対して10%を基本的な設計とし0～20%までの変動範囲で算定する。業績報酬の指標は、会社業績として重要視している指標である「単体営業利益」「単体経常利益」「単体当期純利益」とし、過年度業績値、計画値、実績値を比較して算定する。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、監査業務や業務執行の監督等の職務の適正性を確保する観点から、基準報酬のみとしております。また、報酬の上限金額については2016年6月29日株主総会決議にて年額40百万円以内としております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役（社外取締役を含む）の員数は3名です。

3-5. 取締役の報酬等の総額

(1) 当事業年度に係る報酬等の総額

取締役の区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる取締役の員数
		基本報酬	業績報酬	
取締役（監査等委員を除く） （社外取締役を除く）	65,382千円	57,488千円	7,894千円	8名
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	15,000千円	15,000千円	-	2名
社外取締役（監査等委員）	10,080千円	10,080千円	-	2名

- 1.上記の取締役のうち5名は使用人兼務役員となります。使用人兼務役員の役員報酬の金額は上記に含まれておりますが、これとは別に使用人兼務役員の使用人報酬として40,431千円を支払っております。
- 2.上表には2020年6月24日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。
- 3.当事業年度における当社の取締役の報酬の額の決定過程におきましては、2020年4月より業績分析、諸課題抽出及び報酬水準の審議を開始、2020年6月24日（定時株主総会開催日）において各取締役及び執行取締役に対して、同日開催の報酬委員会において決定した取締役等の報酬額を通知いたしました。報酬委員会は監査等委員である社外取締役 酒井朗、取締役 佐久間正明、取締役（非常勤）高橋順一及び代表取締役 寒河江充宏の計4名により構成されており、当社取締役会は各取締役の報酬額の決定を報酬委員会に委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門において客観的な評価を行うには、代表取締役を含む報酬委員会に委任することが適していると判断したためであります。
- 4.業績報酬は、役位別基準報酬に対して10%を基準として、達成率によって0～20%までの変動範囲で算定しております。会社業績として重要視している「単体営業利益」「単体経常利益」「単体当期純利益」を指標とし、過年度業績値、計画値、実績値を比較した超過率と達成率を基にその割合を算定しております。

当事業年度の業績報酬の算定基礎

指標の種類別	前事業年度実績 (百万円)	前事業年度予算 (百万円)	差異 (百万円)	達成率
営業利益	1,074	1,110	△36	96.8%
経常利益	1,455	1,430	+25	101.7%
当期純利益	1,187	1,110	+77	106.9%

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)の取締役の報酬の業績報酬は、前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)の予算達成率と予算の過年度実績に対する超過率を基礎としております。

- (2) 社外役員が当社の親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

3-6. 社外役員に関する事項

- (1) 取締役（監査等委員） 酒井朗

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に金融機関の経営に長年携わった経験と見識に基づき、当社の経営全般に対しての監査・監督を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項等の協議を行っております。

- (2) 取締役（監査等委員） 松尾祐美子

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

① 弁護士法人港国際法律事務所の弁護士を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 株式会社トランザクションの取締役監査等委員に就任しております。なお、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に、弁護士としての専門的見地から、当社の経営全般に対しての監査・監督を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

4-1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

4-2. 会計監査人への報酬等の総額

区	分	金	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			27,178千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額			29,628千円

- (注) 1. 当社監査等委員会は会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数やチーム体制などの内容の妥当性及び前年度の監査実績を検討した結果、会計監査人の報酬額に同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的に区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人への報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 上記報酬等の額のほかに、前事業年度に係る報酬として2,800千円を会計監査人と合意し支払っております。

4-3. 解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が監査業務を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断されるとき、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「会社の業務の適正を確保するための体制」について取締役会で決議しております。

(1) 決議内容

イ. 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 「経営理念・企業行動規範（詳細は、企業行動指針）」を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動を取るための主たる行動規範とする。
- (イ) 上記の「企業行動規範（詳細は、企業行動指針）」に加え、「コンプライアンス基本規程」を作成し、法令・定款遵守（適合）の体制確保の指針とする。
- (ウ) 代表取締役の直轄部門として監査室を置き、同室が内部監査を行うこととする。
監査室は、業務監査においてコンプライアンスの状況の監査を重要監査項目と位置づけ、監査結果については、定期的に取り締役会、監査等委員会に報告するものとする。
- (エ) 法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットライン（企業倫理相談窓口）を運営する。
- (オ) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては一切の関係を遮断することを方針とし、警察等の外部機関や関連団体と緊密に連携し、全社を挙げて反社会的勢力の排除のための社内体制の整備を推進する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (ア) 取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体（文書等）に記録し、法令及び「資料管理規程」に基づき適切に保存・管理する。
- (イ) 取締役（監査等委員を含む。）は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) リスク管理の指針として「リスク管理規程」を策定する。同規程に沿ってそれぞれの対応部署にて必要に応じて規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布を行う。
- (イ) 新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合には代表取締役社長から全部門に示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- (ウ) リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、代表取締役及び業務執行取締役、執行役員は速やかに取締役会に報告する。
- (エ) 内部統制に関連する社内の機能を横断的にかつ有効に統合し、業務執行の質の向上を目的として、代表取締役の直轄部門として、内部統制委員会を設置する。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア) 取締役会は、毎月1回開催する定例の取締役会に加え、必要に応じて臨時または電磁的な方式で開催する。
- (イ) 執行役員等によって構成される経営会議を設置し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議する。経営会議は原則毎月2回開催する。

- (ウ) 取締役会の決定に基づく業務執行は、「業務分掌細則」及び「職務権限細則」に従い行う。
- (エ) 各部門の目標値を中期計画及び年度予算として策定し、それに基づく業績管理を行う。
- ホ. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (ア) グループ会社（当社及び「関係会社管理規程」に定める当社の子会社）全てに適用する行動指針として、当社の「経営理念・企業行動規範（詳細は、企業行動指針）」をグループ企業行動指針とし、「関係会社管理規程」によって管理する。
 - (イ) グループ会社は、経営の自主独立性、自律的な責任体制を基本とするが、「関係会社管理規程」によって管理される。
 - (ウ) イ. の(ウ)で規定する業務監査は、グループ会社全体を対象として行う。
 - (エ) イ. の(エ)で規定するホットライン（企業倫理相談窓口）は、グループ会社全体を対象とする。
 - (オ) 親会社を含めた関連当事者との間に取引がある場合には社会通念に照らし公正妥当な取引を行う。
- ヘ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制並び当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (ア) 代表取締役等と監査等委員会間で随時協議し、内部監査、経理部門等の兼職の可能性、事務作業等補助できる要員の確保について話し合う。
 - (イ) 補助要員の確保が難しい場合には、内部監査、経理部門等のスタッフが、必要に応じて職務遂行に関して様々な情報の提供や協力をするにより、その職務を補助する。
- ト. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (ア) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。
 - (イ) 取締役は以下の事項につき速やかに監査等委員会に報告する。
 - ① 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実
 - ② 役職員が法令もしくは定款に違反している行為をし、またはこれらの行為をする恐れがあると考えられる場合にはその旨
 - ③ 企業倫理相談窓口制度の通報状況及び内容
 - (ウ) 使用人は、前項①または②に規定する事実があったことを知ったときは、速やかに企業倫理相談窓口に通報する。
 - (エ) 当該報告を行った取締役及び使用人は、「コンプライアンス基本規程」に基づき、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- チ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項
 - 監査等委員がその職務の執行について費用の前払い・支払い等を請求したときは、当該費用が監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、その前払い・支払い等を行う。

リ、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア) 代表取締役及び取締役は、監査活動の実効性を高めるために、監査等委員会と平素より意思疎通及び情報の交換を図り、監査環境の整備に努めるものとする。

(イ) 監査室及び会計監査人は、内部監査結果の報告や定期的な会合により、随時監査等委員会との連携を図る。

ヌ、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

(ア) 「企業行動規範」及び「企業行動指針」にその旨を明記し、「役職員行動基準マニュアル」に対応を定めるなど、社内規則を整備するとともに、宣誓書の提出等を通じて全従業員への周知徹底を図る。

(イ) 反社会的勢力との関係を未然に防止するため、「反社会的勢力調査マニュアル」及び「取引先チェックリスト」を活用し、新規取引先等の属性調査を行う。

(ウ) 特殊暴力防止対策協議会、企業防衛対策協議会に入会し、警察署や暴力団追放運動推進センターとの緊密な関係を構築する。

ル、財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性に鑑み、「財務報告に係る内部統制基本方針書」並びに「財務報告に係る内部統制に関する評価の基本計画書」を定め、内部統制の評価責任体制を明確化するとともに、その整備・運用評価、改善に取り組む。

この方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

イ、取締役の職務執行

取締役会規則や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を14回開催しております。

ロ、監査等委員会の職務執行

監査等委員会は監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

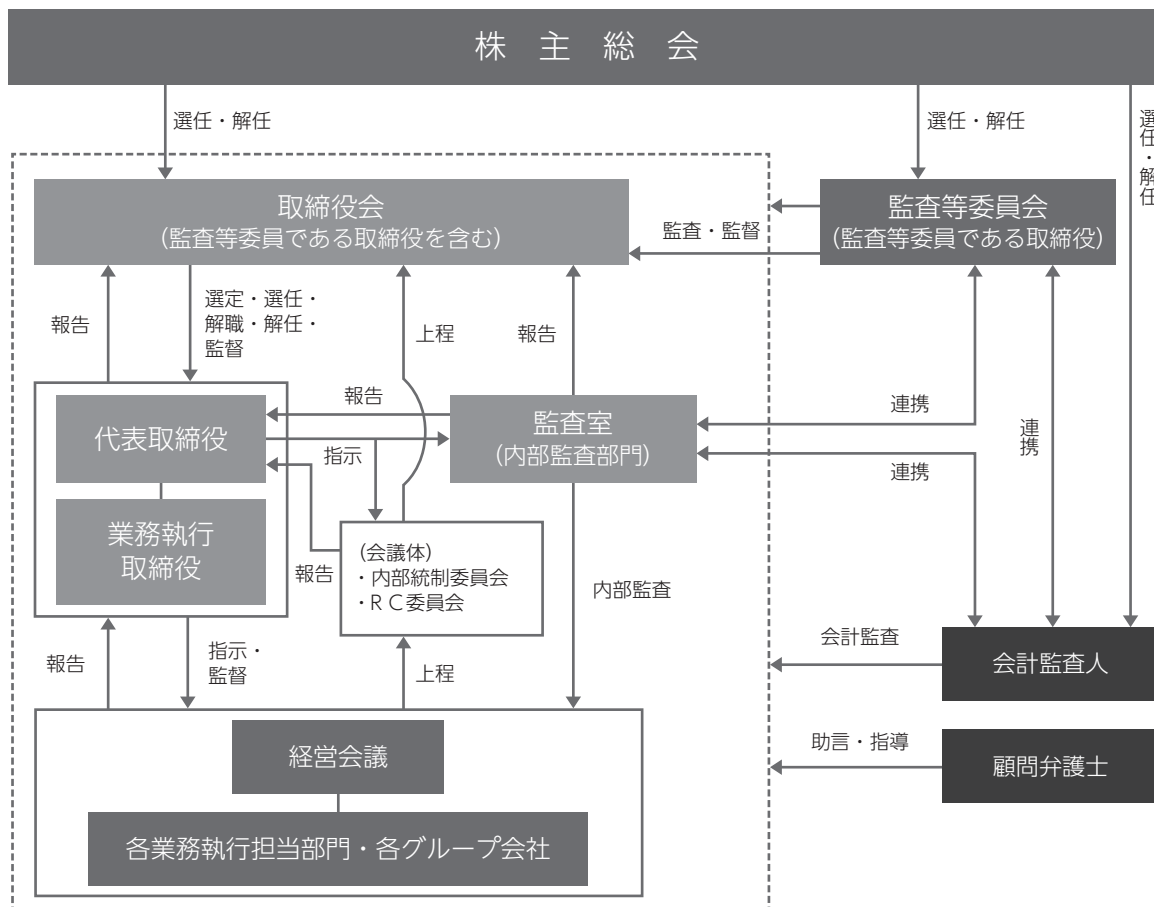
ハ、内部監査の実施

内部監査年度計画書に基づき、当社の内部監査を実施しております。

二．財務報告に係る内部統制

内部統制に関する内部監査年度計画書に基づき内部統制評価を実施しております。

なお、当社の内部統制の状況を図示すると下記のとおりとなります。



監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

株式会社エス・ディー・エス バイオテック 監査等委員会

監査等委員 深 澤 良 彦 ㊞

監査等委員 酒 井 朗 ㊞

監査等委員 松 尾 祐 美 子 ㊞

(注) 監査等委員酒井朗及び松尾祐美子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社エス・ディー・エス バイオテック
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 本	大 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 島	稔 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エス・ディー・エス バイオテックの2020年4月1日から2021年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年5月11日開催の取締役会において、出光興産株式会社を株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする金銭対価による株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【株式交換完全子会社について、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象】

1. 出光興産との間の株式交換契約の締結

エス・ディー・エス バイオテックは、出光興産との間で、2021 年 5 月 11 日付で本株式交換契約を締結いたしました。

以 上

【株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象】

1. 資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金への振替え

出光興産は、2021 年 5 月 11 日開催の取締役会において、2021 年 6 月 23 日開催予定の第 106 回定時株主総会に、資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金への振替えを付議することを決議いたしました。

(1) 資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金への振替えの目的

今後の資本政策の機動性、柔軟性を確保するため、会社法第 448 条第 1 項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金への振替えを行うものです。

(2) 減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額 458,105,285,625 円のうち 416,000,000,000 円を減少して、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を 42,105,285,625 円といたします。

(3) 資本準備金の額の減少の日程

取締役会決議日 2021 年 5 月 11 日

株主総会決議日 2021 年 6 月 23 日(予定)

債権者異議申述公告日 2021 年 7 月 1 日(予定)

債権者異議申述最終期日 2021 年 8 月 1 日(予定)

効力発生日 2021 年 8 月 31 日(予定)

以 上

【本株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項】

出光興産の最終事業年度の末日(2021年3月31日)現在の貸借対照表における資産の額は3,233,323百万円、負債の額は2,291,622百万円、純資産の額は941,701百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。

本株式交換において、出光興産は、エス・ディー・エス バイオテックの株主(但し、出光興産を除きます。)に対して、その所有する普通株式1株につき1,440円を交付いたしますが、本株式交換の効力発生日までの出光興産の資産及び負債の状態の変動を考慮しても、本株式交換後における出光興産の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

また、出光興産において、最終事業年度の末日から本株式交換の効力発生日までに債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、また、見込まれておりません。

さらに、本株式交換の効力発生後においても、出光興産が負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておらず、効力発生日以後の出光興産の資産の額も負債の額を上回ることが見込まれております。

以上の点、出光興産の収益状況、キャッシュ・フロー等に鑑みて、本株式交換の効力発生日以後における出光興産の債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以 上